

環境メールマガジン(第18号)

発行日：平成27年3月24日
発行元：野洲市環境経済部環境課
「野洲市環境保全活動推進事業」
電話：077-587-6003

野洲市では、平成22年度より「野洲市事業所環境保全推進事業」を行っています。

これまでから環境関連法令の内容や環境管理の技術等を理解してもらい、環境保全活動に積極的に取り組んでいただくことを目的に、事業者を対象に「環境研修会」を開催しております。また、事業者及び市民の方々を対象に「環境メールマガジン」を発信し、環境に関連する情報を提供しています。

本号では、「環境保全活動の事例紹介」と題して、環境保全活動に取組まれ、着実に成果をあげられている市内事業所の事例紹介と、「第14回環境研修会」の報告及び概要説明をします。

1. 事業所等が取組まれている「環境保全活動の事例紹介」(第1回)

企業名：近江OFT株式会社

住所：滋賀県野洲市吉地701番地3

事業の概要

- 設立：平成5年7月14日(1993年)
- 資本金：1億円
- 事業内容：工業用ファスナー(ねじ、ばね等)、金型・治工具の製造販売
- 従業員数：129名(平成27年1月現在)
- 経営基本3カ条：
 - ① お客様の発展に貢献できる製品・サービスを絶えず提供し、存在価値を高める経営
 - ② 従業員のチャレンジ精神を尊重した企業風土を創造し、やりがい意識を育む経営
 - ③ 地域・環境と調和した企業活動を通じて社会に貢献し、信頼される経営
- 問合せ先：TEL 077-589-5888 FAX 077-589-3420

トップの一言

- 当社は、近江商人の活動理念である『三方よし』の精神を経営の基本に置きながら、従業員・会社の双方が一体となって「人権」・「環境」をキーワードにあらゆる活動を実践していくことで、地域やお客様からの信頼が得られ、社会的責任を果たしていけるものと考え、そして、そのことが企業の持続的な発展、成長につながるものと考えています。

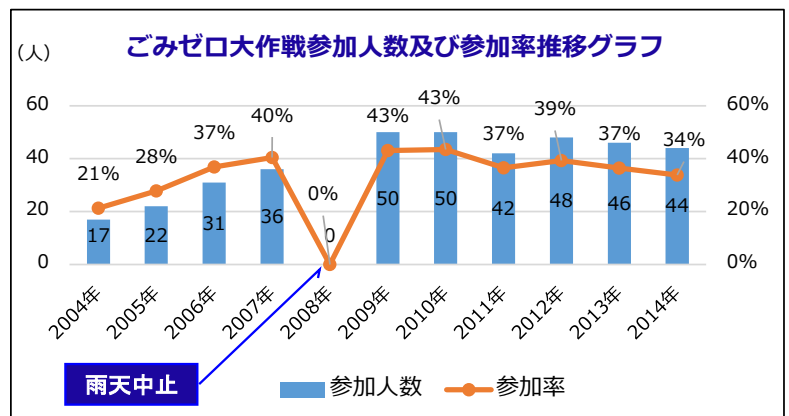
環境管理活動の特徴

○ 社会貢献活動

ごみゼロ大作戦参加活動は、2004年度の初参加から**10年間毎年、参加**しております。参加の呼びかけは、環境事務局が部門毎に内容と参加人数を記入した回覧を配信しています。全員参加を目標としていますが、基本的には、**強制ではなく自由参加**です。当初、17人と少人数でしたが、年を重ねるごとに参加人数は増えつつあり、現在、例年**40~50人**で、**全従業員の約4割**が参加しています。



ごみゼロ大作戦の活動

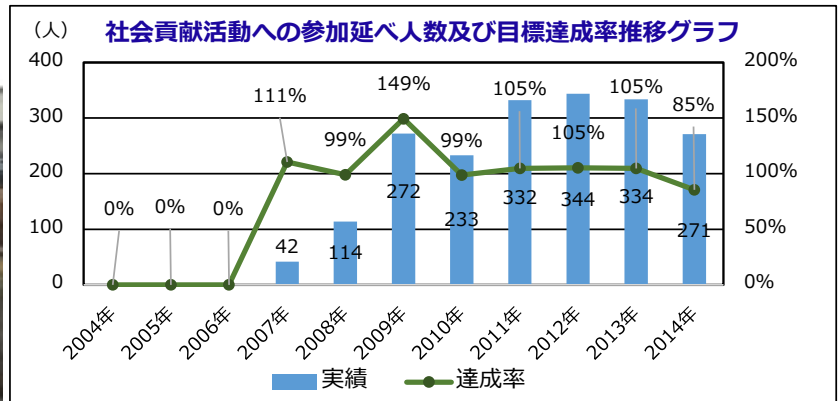


部門単位で社会貢献活動への参加人数の目標を立て、工場周辺の清掃活動の実施、野洲市主催の「ごみゼロ大作戦」への参加、「社員居住地域主催の清掃活動」などにも積極的な参加を呼びかけています。

また、2013年度より清掃活動だけでなく、社会貢献という意味で「献血」にも協力しています。年間を通じ、工場周辺の道路や河川のゴミ拾い、各地域で実施される河川や公園清掃、除草作業への参加、献血への協力等の活動実績は、目標を概ね達成しています。



工場周辺の清掃活動



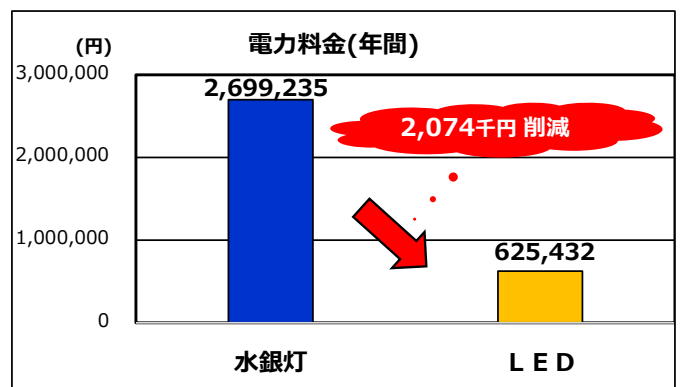
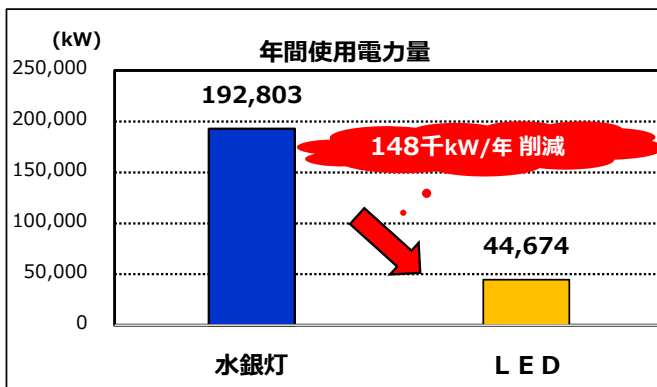
※目標達成率 (%) = (参加人数の実績 ÷ 参加人数の目標) × 100

○ 省エネ推進活動として照明器具の変更を実施

2010年5月に工場棟(4棟分)94基、駐車場5基及び外灯1基、計100基の全てを水銀灯からLED照明へ一斉に変更しました。

その効果としては、年間電力量及び電力料金の大幅な削減を実現することができました。

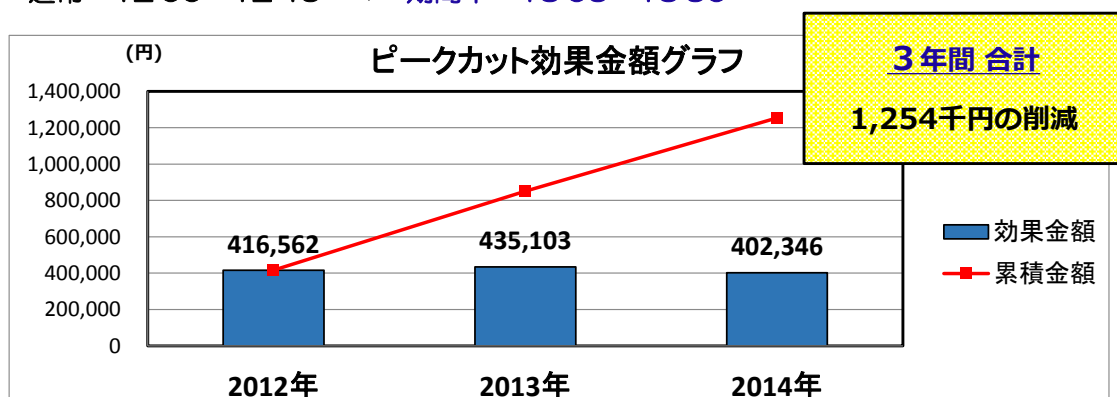
※下記グラフ参照



○ 省エネ推進活動の一環としてピークカットの実施

2012年から、毎年7月～9月の期間、夏季の電力需要がピークに達する平日の日中で、特に気温が高くなる12時～16時には、エアコンの温度設定の見直し等による節電対策と併せて、**昼休みの時間を1時間遅く**し、関西電力の**ピーク時間調整特約(電気料金の割引)**により、**電気料金を削減**しました。

通常 12:00～12:45 ⇒ 期間中 13:05～13:50



○加工油による土壌汚染等を防止

金属加工工場では、工作機械から切削油等が床面に飛散して、作業者の靴に付着したまま、工場の周辺を歩行すると土壌等の汚染に繋がります。床面に落下した油の作業場外への拡散を防ぐため、飛散する**工作油等の受け皿を取付けるとともに、床面の封鎖等の対策**を実施したことにより、工場外の路面等に油膜が浮くことがなくなりました。



予防として通路に流出しないようコーキングを実施

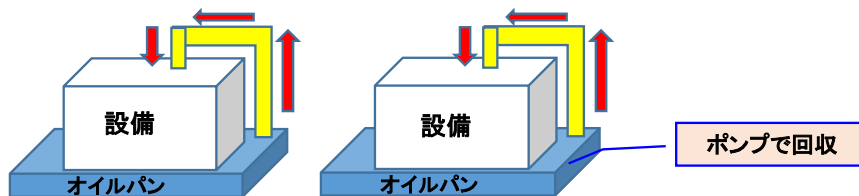


プレス機側面に油受を取付け油の落下を防止

○加工油のリサイクル使用で購入量を削減

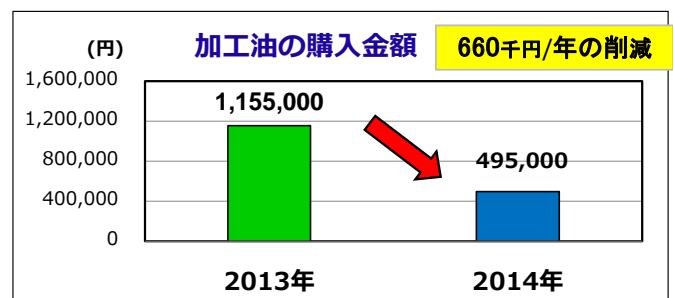
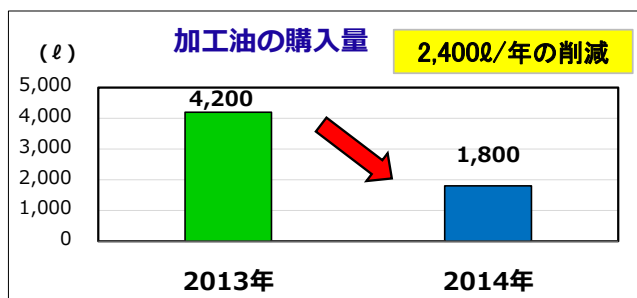
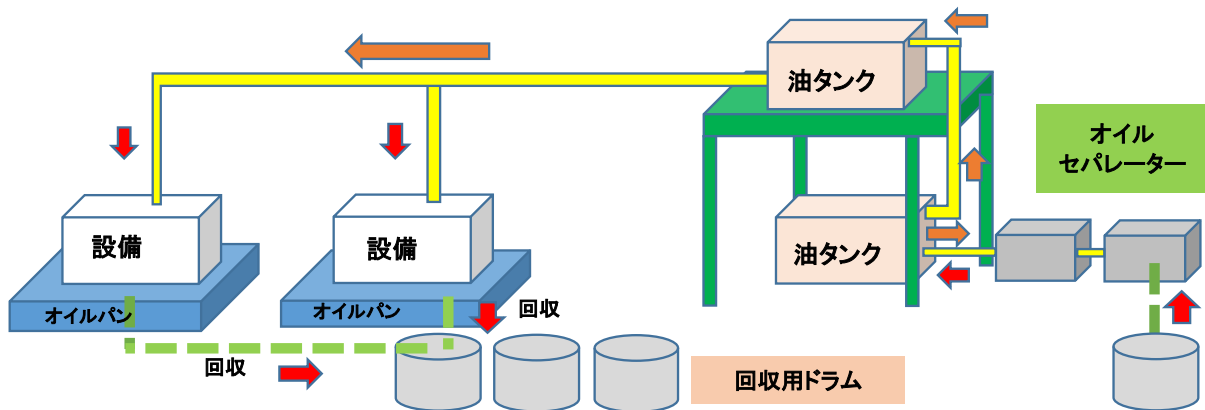
【改善前】

設備に設置してあるオイルパンに加工油を沈殿させ、上澄み油をポンプで循環、使用していました。しかし、時間の経過に伴いスラッジ（金属粉等の沈殿物）によるポンプの故障や目詰まりが発生し、その都度オイルパンの清掃を実施するとともに、新規に加工油を補充していたため**油の使用量も多く**、また、**回収した油はスラッジとして廃棄**していました。



【改善後】

回収した加工油を、オイルセパレーターにより浄化する方式に変更しました。各設備に浄化した油を自動で送れる配管、**再利用できるシステムを自社で製作**し、2013年11月には43台 全設備に展開。この「リサイクルシステム」の導入により、**工作油の購入量も大幅に削減**できました。



○ 上記のように、様々な環境に関する活動を展開し、一定の効果を上げることができており、今後は、**現在の活動を継続維持**していくことは勿論のこと、更に**地球及び地域の環境活動に貢献**し続けます。

事業の概要

- 代表者：代表取締役社長 竹本 秀明
- 創業：1846年（弘化3年） ○ 創立：1920年（大正9年）
- 従業員：38名（野洲工場：25名+パート6名、小金井工場：6名+パート1名）
- 事業内容：麦茶の製造・販売、麦芽加工品の製造・販売、製麦（小金井工場）、他
- 問合先：TEL 077-587-1027（技術部）

トップの一言

我々 アサヒビールモルト社は、「**大麦**」という自然の恵みを麦芽や麦茶に加工する等で生計を立てています。

そのことを社員一人一人が常に意識して、CO₂の削減・廃棄物の削減など環境への取り組みを重視した生産活動、つまり「**日常的に環境について考え、行動すること**」を目指していきます。

また、社員全員が『**エコピープル**』を目指すことを目標とし、**環境社会検定試験（エコ検定）**は**4名**が合格、社内で『**エコピープル**』は**23名**となり、今年も多くの社員がチャレンジします。

環境管理活動の特徴

- ☆ ボランティア活動は、「**1人の100歩より、100人の一歩**」をモットーに全員参加を目標に進めています。
- ☆ 日常的な環境保全の活動として、次に紹介するような環境美化や省エネに取り組んでいます。どの活動も参加者人数は、**従業員数の約1/3以上と高い参加率**となっています。
- ☆ 環境マネジメントシステムとしては、2006年に「**エコアクション21**」を認証取得しています。

琵琶湖水源地の保全活動

琵琶湖水源地保全活動として、近江八幡市（休暇村）の奥島国有林の下草取りを実施しました。

参加人数：**12名**（野洲工場の**48%**）

2007年から継続中



野洲市主催「ごみゼロ大作戦」に参加

野洲市が主催する「ごみゼロ大作戦」に参加しました。野洲市内の企業の方々と一緒に、琵琶湖に面したマイアミビーチに漂着した「ゴミ」を拾いました。

参加人数：**8名**（野洲工場の**32%**）

2009年から継続中

○ 工場周辺の美化活動

昼休みを利用し、**工場周辺の雑草を除去**しました。
翌日、近江富士団地にお住まいの方々から、暖かいお礼の言葉を頂きました。

参加人数、6月：21名（野洲工場の84%）
11月：16名（野洲工場の64%）



○ ビオトープの管理

全員で野洲工場にあるビオトープ(通称 トンボ池)で**過剰に増えたスイレンやヨシなどを除去**しました。
午前と午後に分かれて、約30分間の作業でしたが、ケガなく作業を終え、お疲れ様会ではバーベキューでおいしいビールを楽しく飲みました。

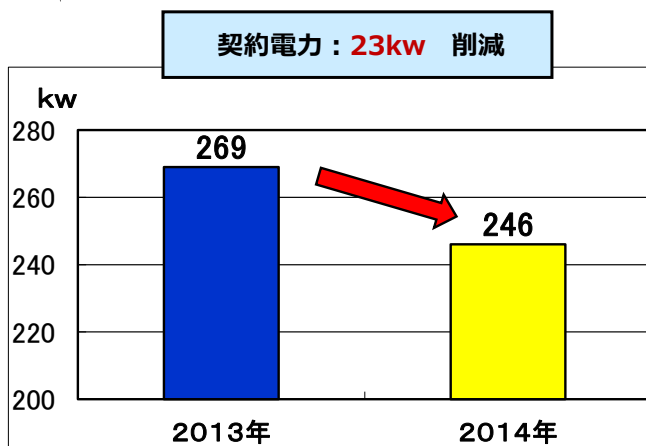
○ 省エネ推進の活動方針

省エネ活動等の取組みについては、「**思いついたら即実行**」という姿勢で取り組んでいます。

○ 電力デマンドの監視・管理活動

・事務所に電力デマンド監視装置を設置し、契約電力「**246kw**」を超えないように管理しています。

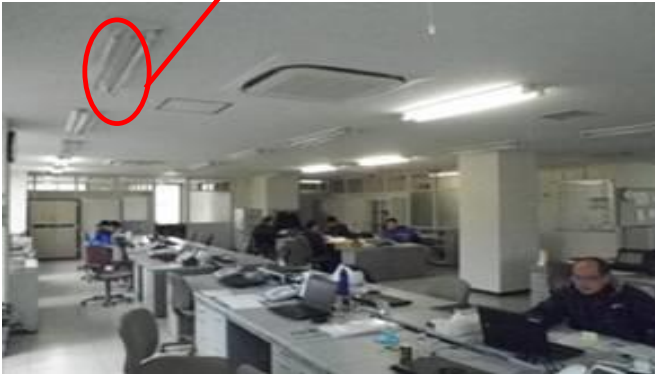
冬場や夏場に、**監視装置のアラームが、数回鳴ると直ぐに、事務所のエアコンや現場の停止可能な機器を停止**しています。



・電力デマンドを監視、コントロールすることにより、契約電力は**23kw**削減、**246Kw**に変更しました。

・エアコンの設定温度は、原則 **夏季の冷房 28℃**、**冬季の暖房 19℃**で運用管理しています。



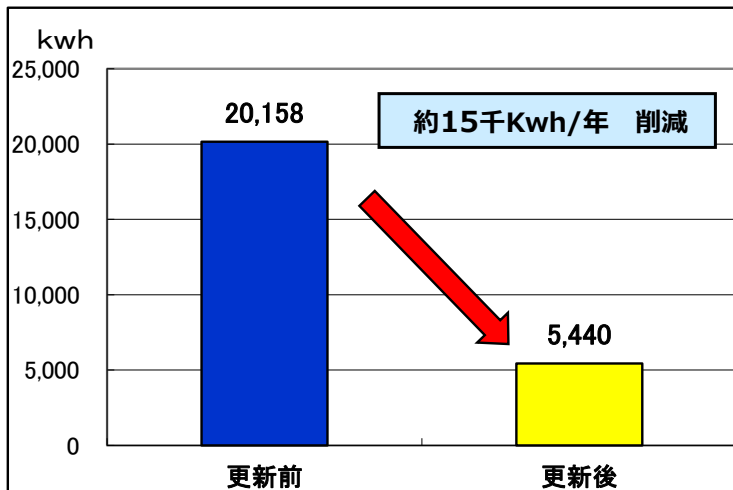


- ・ 事務所や作業場の一部では、**照明器具の間引き**を行い、併せて**プルスイッチ**を取り付け、不要時の照明をこまめに**ON・OFF**しています。

- ・ 各倉庫や作業場の照明器具を水銀灯から省エネタイプの「**WECO**」照明器具へ**65台**を更新し、**大幅な電力削減**を実現しました。
 - ・ 「**LED**」照明器具も検討しましたが、倉庫天井が高いため照度の確保が難しく、**2倍以上**の照明器具を設置する必要があることが判明しました。
- 今後も設置場所に応じ、省エネ照明への交換を計画します。



照明電力消費量の推移



2. 「環境研修会」の紹介（平成27年2月3日開催）

2月3日野洲図書館内の市民活動支援センターホールで開催しました第14回環境研修会は「事業者の環境管理について」と「野洲市生活環境を守り育てる条例について」の2テーマでした。

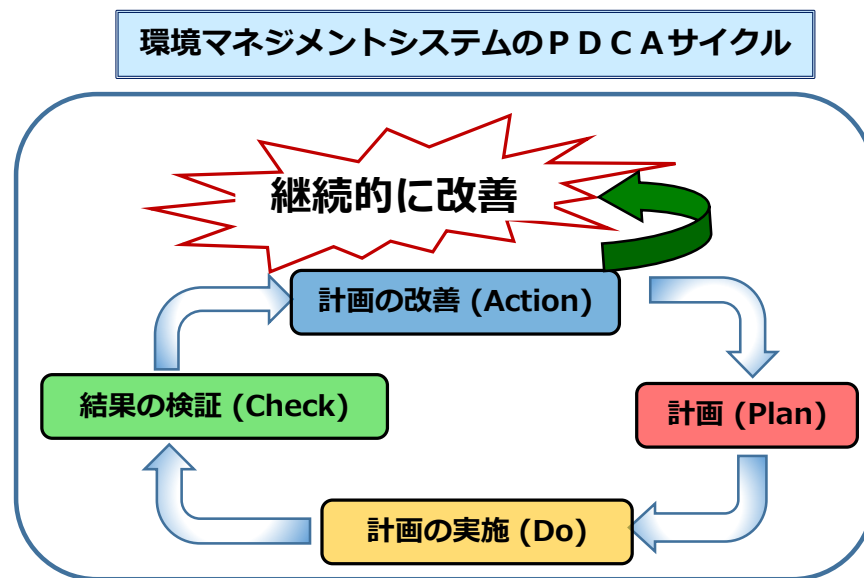
(1) 「事業者の環境管理について」

○「環境マネジメントシステム」の運用

事業者が環境管理に関する社会からの要請に応えるためには、経営方針の中に「環境方針」を取り入れ、実効性のある体制を整備して、取組むことによって問題を未然に防止し、あるいは早期に発見、是正する仕組み「環境マネジメントシステム」を作り、効果的に運用することが求められます。

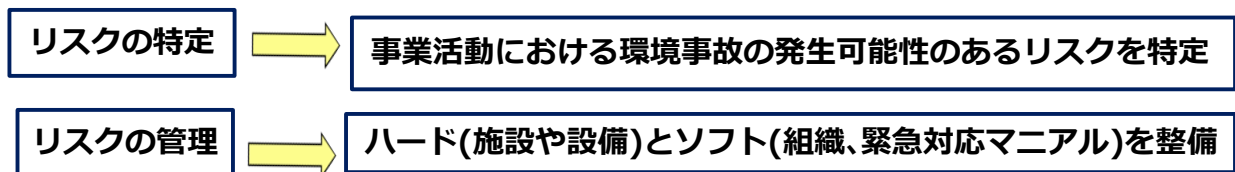
○PDCAサイクル（マネジメントサイクル）の活用

「環境マネジメントシステム」には、「環境方針」に基づき「計画:Plan」、「計画の実施:Do」、「結果の検証:Check」「計画の改善:Action」を継続的に改善していく仕組みを【環境マネジメントシステム】と言い、国際的な基準規格(ISO14001)と中小企業様向けとして環境省が制定するエコアクション21があります。



○環境事故防止のマネジメント

[リスクマネジメント]



環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事故や緊急事態が発生しないよう作業手順を整備し、万が一の事故発生を想定して、緊急措置及び緩和措置、そして通報・連絡体制を整備します。

[クライシスマネジメント（危機管理）]

緊急事態発生の恐れがある作業を特定して、定期的に教育・訓練を実施します。

(2) 「野洲市生活環境を守り育てる条例について」

「環境の保全を基本理念とする環境基本法」の趣旨にのっとり、事業活動や市民の日常生活における環境保全のために必要な規制などの事項を定め、**市民の健康保持及び生活環境の保全と野洲市の健全な発展に寄与すること**を目的としています。

※ 条文等は下記URLを御覧下さい。

<http://www.city.yasu.lg.jp/jigyosha/kankyousesaku/1456878327160.html>

この条例では、企業だけでなく、市民にも守るべき事項を定めています。
主な内容を抜粋し、分別しました。（両者に適用される条文もあります）

（事業者 向け）

- ・ 環境保全協定の締結
- ・ 騒音・振動の防止
- ・ 油類の漏洩等の防止
- ・ 油類による地質の汚染
etc…

（市民 向け）

- ・ 土地の適正管理
- ・ 不法投棄および野外焼却の防止
- ・ 生活騒音の防止
- ・ ごみの投棄および動物の管理
etc…

土地の適正管理（第5～7条）

土地の所有者等は、その土地が危険な状態にならないように、適正に管理しなければなりません。

※危険な状態とは、雑草や樹木の繁茂、廃棄物の投棄、土地の所有者の所有物、廃棄物等の堆積、産卵などによって、火災、犯罪、病害虫の発生、その他、周囲の生活環境に影響を与え、又は与えるおそれがある状態をいいます。



生活騒音の防止（第10～12条）

条例では、市民に**次の生活騒音**から発生する音を対象とし、地域別に設定された規制基準が適用されます。

対象音	内 容
設備音	空気調整の用に供する設備等から発生する音
機器音	テレビ、ラジオ、ステレオ、オーディオ等音響機器から発生する音
電気機械音	洗濯機、冷蔵庫等電気機械から発生する音
楽器音	ピアノ、オルガン等楽器から発生する音
その他の生活音	小型ボイラー音、自動車等のアイドリング音及び警告音



規制基準値や地域の分類は下記URLをご覧ください。

<http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kankyou/jigyoushanokata/1450765854646.html>

夜間騒音の防止（第24条）

法律とは別に、**夜間騒音**に関する規定もあります。**次の事業者**は、夜間の時間帯に騒音の規制基準を守らなければなりません。

- ① 飲食店（例外規定あり）
- ② 喫茶店（例外規定あり）
- ③ 給油取扱所
- ④ カラオケボックス業
- ⑤ 大規模小売店舗
- ⑥ 運輸業
- ⑦ 資材置場

<http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kankyou/kankyou/1450765902631.html>

<http://www.city.yasu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/55/19480.pdf>

ごみの投棄防止（第8条、第49条）

何人も公共の場所にゴミをみだりに投棄してはなりません。
市長は、違反した者に対し、期限を定めてゴミの回収を命じることができます。

※不法投棄は条例の他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
等で厳しく罰されます。



野外焼却の防止（第9条）

市民は、**野外焼却の防止**に積極的に協力しなければなりません。
なお、野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されて
おり、違反した場合は罰則があります。

※**野外焼却**すると**ダイオキシン**などの有害物質が発生し、野焼きの
臭いが洗濯物につく、呼吸器の弱い人からは煙や臭いそのものが
苦しいなどの苦情にもなります。



動物の管理（第50条）

- ・犬を飼育する者は、自ら飼育する犬の糞の処理を適正にしなければなりません。
- ・何人も飼育しない動物に繰り返し食べ物を与え、複数の動物を集散させ、周辺の市民及び事業者に迷惑をおよぼしてはいけません。

開会あいさつ



「野洲市生活環境を守り育てる条例について」の研修



「事業者の環境管理について」の研修



環境研修会の受講

